

令和 3 年度

海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業

公募要領

令和 3 年 7 月

国土交通省総合政策局海洋政策課

みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社

1. 実証事業の目的

我が国の沿岸・離島地域では、水産業、海上輸送等が発展しているほか、洋上風力発電、海洋観光等での海域利活用が進展している一方で、高齢化・過疎化による担い手不足、老朽化が進むインフラの管理、海域の自然環境劣化等の課題を抱えている。

本事業は、沿岸・離島地域の課題解決のため、海の次世代モビリティ（以下「次世代モビリティ」という。）技術・知見の活用及び現地に実装するための必要事項を検証することを目的として、その検証に資する実証実験を公募するものである。

2. 公募対象

2.1. 実証実験の要件

以下のすべての要件に該当する実証実験を公募対象とする。なお、内水面を利用して実施する実証実験であっても、我が国沿岸・離島地域における利活用を想定したものについては公募対象に含めることとする。

- (1) 次世代モビリティの我が国沿岸・離島地域における新たな利活用法を提案し実証するものであること。なお、次世代モビリティとは、ASV、AUV、ROVなど、推進力を有し海上又は海中を無人で浮遊し移動することのできるツールを指す。
- (2) 我が国沿岸・離島地域における海域利活用の課題に対応した実証実験であること。
- (3) 次世代モビリティの製品化・サービス化に向けた実証実験であること。
- (4) 「海の次世代モビリティの製造・運用者」及び「実証結果を評価するユーザー（地方自治体や海域を利用する事業者等）」が共同で応募する実証実験であること。
- (5) 実証実験に係る水域の利用に関する関係者の了解が得られている又は得られる見込みであること。
- (6) 実証実験の結果を広く一般に公表することが可能なものであること。

2.2. 応募者の要件

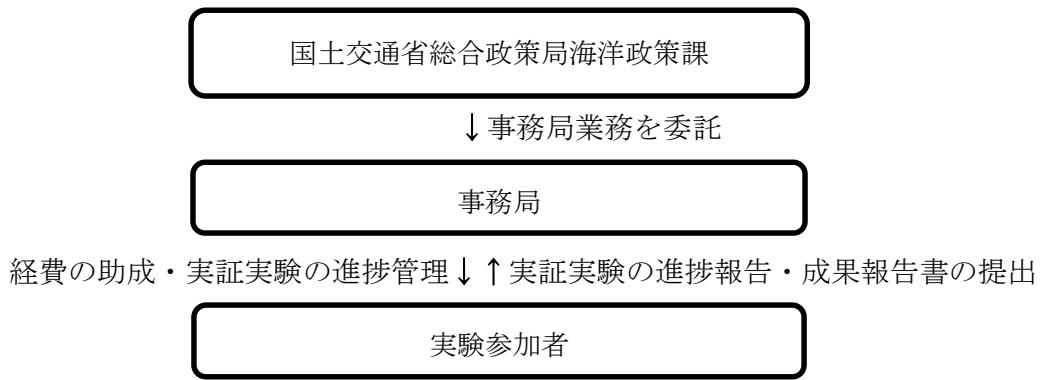
共同提案者を含め、応募者は以下のいずれかに該当することを条件とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他の公的研究開発機関
- (2) 研究を主な事業目的としている、特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- (3) 日本に登記されている民間企業等（民法、商法その他法律により設立された法人）
- (4) 地方公共団体

3. 実証実験の事業スキーム

3.1. 事業の実施概要

公募・審査の結果、採択された実験参加者（以下「実験参加者」という。）は、国土交通省の「海における次世代モビリティの活用促進に向けた調査検討及び実証事業運営業務」の受託者であるみずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社（以下「事務局」という。）との契約の上で実証実験を実施する。



3.2. 事業スケジュール

本事業に係るスケジュールは、以下を予定している。

令和3年 8月 4日 (水) 14:00	公募要領説明会
8月 17日 (火) 17:00	応募申込み期限
8月 20日 (金) 17:00	応募書類提出期限
8月下旬	実験参加者の選定結果の公表・通知
9月～令和4年1月31日 (月)	実証実験の実施
11月 15日 (月)	実証実験の中間報告書提出期限
令和4年 2月 11日 (金)	実験経費の精算書類の提出期限
2月 18日 (金)	実証実験の最終報告書提出期限
3月 上旬	最終成果報告会の開催

3.3. 実証実験経費に対する助成

実証実験を行うために直接必要な経費は、本事業全体の実施予算の範囲内において、事務局が実験参加者と別途交わす契約に基づいて、以下の表に掲げる項目に限り、事務局より実験参加者に対して実費を支出する。なお、実費の支払いは精算書類提出日の翌月の予定である。

事務局から実験参加者に対して助成する経費については、実証実験一件あたりの上限額を500万円（消費税込み）とする。なお、実証実験の内容に応じて助成額を査定する場合があることから、実証実験が採択されたとしても、助成希望金額通りに必ずしも助成されるもので

はないことに留意すること。また、実証実験を行うために直接必要な経費であっても、国又は地方公共団体の他の事業によって助成の対象としてすでに計上されている経費については、本事業の助成の対象外とする。

表 対象経費区分

	大項目	中項目	内容
直 接 経 費	物品費	消耗品費	<p>実証実験の実施に直接要した物品であって、耐用年数1年未満の物品（但し、当該実証実験のみで使用されることが確認できるものに限る）又は取得価格10万円未満の物品の購入に要する費用</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア ※バージョンアップを含む ・図書、書籍 ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 ・工具、実験器具類 <p>等</p>
	人件費 ・謝金	人件費	<p>実証実験に直接従事した者的人件費で、補助的に作業の一部を担当する者の経費</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、事務補佐員 <p>等</p> <p>※人件費の算定にあたっては、提案者の給与規程等によるものとする。</p> <p>※実証実験に直接従事した者的人件費で主体的に実験を担当する者の経費を除く。</p>
		謝金	<p>実証実験の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等） ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱） ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金 <p>等</p>

大項目	中項目	内容
		<p>※謝金の算定にあたっては、提案者の謝金支給規程等によるものとし、謝金支給規程等のない提案者にあっては謝金の標準支払基準（平成21年7月1日各府省等申合せ）を準用するものとする。</p>
旅費	旅費	<p>旅費に関する以下の経費</p> <p>① 実証実験を実施するにあたり主体的に業務を担当する者及び補助員の国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当）</p> <p>② 上記①以外の実証実験への協力者に支払う、実証実験の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当）等</p> <p>※旅費の算定にあたっては、提案者の旅費規程等によるものとし、旅費規程等のない提案者にあっては国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）を準用するものとする。</p> <p>※旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）を含む。</p>
その他	外注費	<p>実証実験に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械装置、備品の操作・保守・修理等の業務請負 ・設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の業務請負（業者請負） <p>等</p>
	印刷製本費	<p>実証実験にかかる資料等の印刷、製本に要した経費</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等実証実験の実施に必要な書類作成のための印刷代 <p>等</p>
	会議費	<p>実証実験の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場借料 <p>等</p>

大項目	中項目	内容
	通信運搬費	<p>実証実験の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料 <p>等</p>
	光熱水料	実証実験に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費
	その他（諸経費）	<p>上記の各項目以外に、実証実験の実施に直接必要な経費</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品等の借損（貸借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料 ・保険料（実証実験に必要なもの） ・振込手数料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・廃材等処理代 ・レンタカ一代、タクシ一代（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く） <p>等</p>

4. 審査基準

「2. 公募対象」への適合性及び以下の審査基準を総合的に考慮して、採択する実証実験を選定する。

4.1. 課題認識の的確性

- (1) 「海における次世代モビリティに関する産学官協議会とりまとめ（令和3年3月）」¹に示した社会的課題や、SDGs やカーボンニュートラルといった時代の要請に適合した社会的課題の解決に資するものであること。
- (2) 次世代モビリティにより解決に寄与する海域利活用の課題や利用者のニーズが明確であり、当該課題の解決に係る次世代モビリティの利活用の意義が明確であること。
- (3) 本実証事業が終了した後の事業化または社会実装の実現に向けた道筋が具体的であること。

4.2. 実験内容の的確性

- (1) 実証実験の実施地域における利用者のニーズに的確に対応した実験内容となっていること。
- (2) 次世代モビリティの新しい利活用の可能性を立証するための実験となっていること。
- (3) 企画提案時点での技術成熟度(TRL)²及び当該実験により到達を目指す TRL について、自己評価とその評価理由が的確であること。
- (4) 実証実験の実施期間内に遂行可能かつ具体的な実験スケジュールとなっていること。
- (5) 応募者のうち代表となる法人（以下「代表者」という。）と共同提案者の役割分担や協力体制が明確かつ実験内容に対応した内容になっており、沿岸自治体や課題解決に知見を有する有識者等の協力を得られるなど、実験を的確に実施できる体制が構築されていること。
- (6) 実証実験の効果検証のための項目に利用者視点での評価が的確に盛り込まれており、実証実験前後での効果検証が行われるなどその効果検証方法が適切かつ明確にされていること。
- (7) 必要な経費の見積もりが、実験内容に対応した具体的な内容になっていること。

4.3. 発展性

- (1) 他地域でも適用可能な技術の導入・活用がなされ、普遍性が見込めること。
- (2) 実証実験の実施地域における広報活動などを通じて当該地域における次世代モビリティの認知度向上に資するものであること。

¹ https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean_policy/seamobi.html

² 第4回海における次世代モビリティに関する産学官協議会（令和3年3月16日）資料5 P.1
参照 （資料5 URL） <https://www.mlit.go.jp/common/001391343.pdf>

5. 説明会の開催

公募要領の説明会を以下のとおり開催する。説明会への参加にあたって、電子メールにて以下に示す連絡先に申込期限までに連絡することとし、そのメール件名は「海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業 説明会申込」と記載の上、連絡先として、法人名、出席者全員の氏名、メールアドレス、電話番号を本文に明記すること。また、Web会議入室時は、参加者の組織名、氏名が分かるようにすること。なお、応募にあたって、説明会への参加は任意とする。

開催日時：令和3年8月4日（水）14:00～

開催方法：Web会議（Microsoft Teams）

連絡先：海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業事務局

メールアドレス sea-mobi@mizuho-ir.co.jp

申込期限：令和3年8月4日（水）10:00

6. 応募方法

6.1. 応募書類

応募にあたっては、実証実験の提案1件ごとに、以下の書類を作成すること。なお、③に関しては、2.2.(2)又は(3)に該当する法人分のみの書類作成で差し支えない。

- ① 企画提案書（Microsoft Word形式）【様式1】
- ② 概要説明シート（Microsoft PowerPoint形式）【様式2】
- ③ 共同提案者を含む応募者の法人概要に関する書類（様式は指定しないため、会社パンフレット等の提出でも可とする。）

（様式の入手先URL）https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean_policy/seamobijishou.html

6.2. 応募申込み

本事業に応募予定の代表者は、応募書類の提出前に、必ず応募申込みを行うこと。応募申込みにあたっては、電子メールにて以下に示す連絡先に申込期限までに連絡すること。応募申込みの後、事務局より連絡担当者に申込み確認メールを送付する。

なお、応募申込みの際のメール件名は、「海の次世代モビリティの利活用に関する実証実験 応募申込み」と記載の上、連絡先として、法人名、連絡担当者の氏名、メールアドレス、電話番号を本文に明記すること。また、応募申込みに加えて、6.3.項に示す期限までに応募書類の提出がなければ、応募は受け付けられないことに留意すること。

連絡先：海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業事務局

メールアドレス sea-mobi@mizuho-ir.co.jp

申込期限：令和3年8月17日（火）17:00

6.3. 応募書類の提出先・提出期限

代表者が、6.1.項に示す応募書類を以下の提出期限までに電子ファイルで事務局に提出すること。電子ファイルの提出にあたっては、原則として、応募申込み後の申込み確認メールで

通知する、事務局が指定するファイルサーバ（SECURE DELIVER）を利用することとするが、ファイルサーバが利用できない場合は事務局に対応を相談すること。なお、6.1項③に示す書類に限っては郵送による提出も受け付けるため、その場合は郵送先を9.項に示す連絡先に問い合わせること。

提出期限：令和3年8月20日（金）17:00（必着）

7. 採択に係る留意事項

7.1. 審査方法

提出された応募書類について、次の要領で審査を行うものとする。

- (1) 事務局が審査委員会を開催の上、提案内容の評価を実施し、採択する実証実験を決定する。なお、必要に応じて応募者に対しヒアリング等を実施し、企画提案書の内容を確認することがある。
- (2) 審査の結果については、応募書類を提出した代表者に対し、事務局から個別に採否を通知する。

7.2. 採択後の手続き

実験参加者の代表者は、実証実験の実施に先立ち、次の事項に留意して手続きを行うものとする。

- (1) 実証実験の計画について、代表者は採択後に事務局と調整の上、企画提案の内容に基づいて具体化を行う。
- (2) 代表者は、事務局と契約手続きを行う。なお、実証実験に係る水域の利用に関して関係者の了解が得られるまでは、経費の支出を伴う調達行為は行わないものとする。

8. 契約後の責務等

8.1. 関係法令の遵守及び損害賠償等

実証実験の実施にあたっては、実験参加者は関係法令を遵守すること。また、実証実験は実験参加者の責任で行うものとし、実証実験の実施に関して実験参加者の責により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、当該実験参加者がその費用を負担するものとする。なお、万一事故が発生した場合には、代表者は遅滞なく事務局に報告するものとし、その後の対応を事務局と協議すること。

8.2. 実証実験の進捗及び結果の報告

代表者は、実証実験の実施期間中、月に1回程度の頻度で、事務局に対し実験の進捗状況を書面で報告することとする。また、代表者は、実証実験により得られた結果の中間報告書及び最終報告書について、事務局が別途定める様式に従って作成し、3.2.項に示す期限までに事務局に提出することとする。

なお、事務局に対し提出のあった報告書等については、国土交通省が自由に公表及び活用できるものとする。

8.3. 成果等の発表

代表者は、実証実験の実施によって得られた最終結果について、事務局が開催する最終成果報告会において報告することとする。また、国土交通省が実施する「海における次世代モビリティに関する産学官協議会」において、実証実験の進捗状況や成果の発表用に資料提供等の協力を行うものとする。

8.4. 知的財産権の帰属

実証実験を実施することにより発生した 8.2.項に示す報告書等以外の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう。以下同じ。）については、次に掲げる事項を遵守することを条件に、実験参加者に帰属するものとする。

- ・ 実証実験により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国土交通省に報告すること。

8.5. 実験経費の精算

実証実験の精算にあたっては、事務局が別途定める様式に基づいて、使用した経費に関する「実績報告書」を作成し、事務局に提出することとする。また、実績報告書に記載した経費の支払いを確認できる書類（契約書、領収書、請求書等）について、事務局から確認を求める場合があるため、事業終了後、3ヶ月間保管するものとする。

8.6. 再委託の禁止

実験参加者が、第三者に作業を外注し請負等に付する場合は、実験参加者から請負等を付された第三者が、さらにその作業の一部または全部を請負等に付してはならない。

9. 問い合わせ

本事業に関し、問い合わせを随時受け付ける。問い合わせは、以下に示す連絡先に電子メールにて行うものとし、メール件名に「海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業問い合わせ」と記載の上、問い合わせ事項、連絡先（法人名、部署名、氏名、メールアドレス、電話番号）を本文に明記すること。

＜連絡先＞

海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業事務局

メールアドレス： sea-mobi@mizuho-ir.co.jp

TEL:03-5281-5492 (担当者：西脇、西村)